

基本計画

5)公園・緑地

【現況と課題】

本市の都市公園の整備状況は、平成17年3月末現在26箇所、総面積21.49haあり、市民1人あたりの都市公園面積は、3.4㎡ですが、国の基準と比較すると十分な面積ではありません。

公園・緑地・水辺は、道路などとともに都市の骨格を形成する都市の基盤施設であり、良好な風致や景観を備えた地域環境を形成し、身近に、自然とふれあうことができる場として、豊かな人間形成やうらやましい生活環境をもたらせるものです。

また、スポーツやレクリエーション活動を行う場であり、自然体験や体験学習の場であるとともに、公害や災害の緩和、避難・救援活動の場としても、市民生活に必要な施設の一つです。

そのため、今後とも、都市公園をはじめ、地域のニーズに応じた身近な公園や広場の整備を計画的に進めることはもとより、砂川公園に代表される豊かな自然を生かした森林公園、自然とふれあう機会や空間の創出のための河川公園・親水公園の整備、雪舟誕生地公園など歴史的資源を活かした公園・緑地の整備などを進め、これらの公園・緑地を結ぶ水と緑のネットワークを形成する必要があります。

また、花いっぱい運動を推進し、市民の心やすらぐ生活環境づくりへの取り組みを今後とも進めるとともに、さらなる緑化の推進を市民との協働のもとに、進めていく必要があります。

市営墓地については、転入世帯等の増加に伴って、西部地区等において墓地に対する需要が高まっています。今後は、既存墓地の適切な維持管理に努めるとともに、民間墓地の新設状況も見据えながら新規整備を図っていく必要があります。

■都市公園の状況

区分	都市計画決定		整備済		整備率 (%)
	(箇所)	(ha)	(箇所)	(ha)	
街区公園	22	5.49	22	5.49	100.0
近隣公園	2	2.30	1	1.30	56.5
地区公園	1	8.20	1	8.20	100.0
総合公園	-	-	-	-	-
運動公園	1	15.80	1	6.40	40.5
風致公園	-	-	-	-	-
特殊公園	-	-	-	-	-
広域公園	-	-	-	-	-
緑地	1	0.10	1	0.10	100.0
合計	27	31.89	26	21.49	67.4

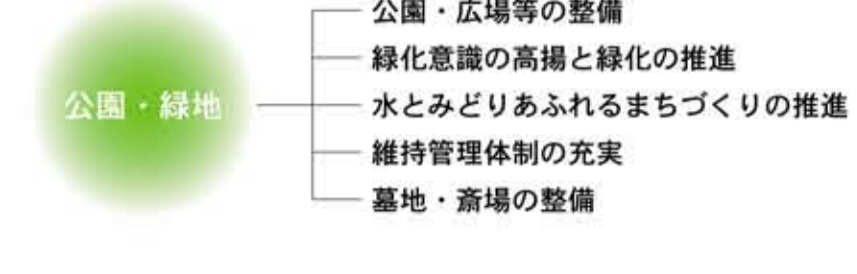
平成17年4月1日現在 資料：総社都市計画事業概要

【基本方針】

ゆとりとうらやましい市民の生活環境の確保を目指し、全市的な配置バランスや地域の実情に応じた公園・広場の整備を進めます。

整備済の公園・広場については、現在22箇所ある身近な街区公園のうち、17ある地元管理の公園と同様に、残り五つの公園も地元管理とし、維持管理の効率化の促進に努めるとともに、緑化意識の高揚を図り、市民とともに水とみどりあふれるまちづくりを進めます。

【施策の体系】



基本計画

【主要施策】

(1)公園・広場等の整備

- 都市公園など市街地における公園等については、計画的に整備を進めるとともに、土地区画整理事業などの市街地整備とあわせて、身近な公園・緑地の確保に努めます。
- 既設の公園・広場については、老朽箇所の修繕等を計画的に行い、安心して利用できるように努めます。
- 北部地区では、全市的な配置バランスを考慮して、公園・広場の整備を進めます。
- 雪舟の生誕地である赤浜地区に雪舟雪舟を顕彰するため、雪舟生誕地公園の整備を進めます。
- 福山地域には、レクリエーションや観光の拠点となる福山城跡、幸山城跡などを周遊するハイキングコースを整備します。

(2)緑化意識の高揚と緑化の推進

- 市民の緑化に対する認識を深めるため、広報紙やホームページ等による啓発のほか、花いっぱい運動の拡充などにより、緑化事業の推進に努めます。
- 緑の募金運動に取り組み、その交付金により、学校や公園等に苗木を配布し、緑化の推進に努めます。
- 公共施設や街路等の緑化を進めるとともに、緑化された施設等の維持管理に努めます。

(3)水とみどりあふれるまちづくりの推進

- 鬼ノ城周辺の遊歩道を維持管理するなど、豊かな自然に親しむことができる環境の整備を図ります。
- そうじや水辺の楽校及びきよね水辺の楽校では、自然体験ができるイベントを実施するとともに、指定管理者制度の導入による適切な維持管理を行います。
- 子どもの健全な成長を促すために、自然にふれたり、自然観察を行ったりする水辺の教室など自然体験の機会などを充実します。

(4)維持管理体制の充実

- 公園の維持管理は、公園機能を有効に発揮させるため、効率的な運営に努めるとともに、公園は市民全体の共有財産であるという認識を深め、利用マナーの向上を図るほか、市民の自主的な維持管理を促します。
- 遊具などの公園施設の定期的、専門的な点検・補修を実施するとともに、長期的な施設修繕計画等を策定し、実施します。

(5)墓地・斎場の整備

- 墓地については、既設墓地の適切な維持管理に努めるとともに、今後の需要動向をみながら新たな墓地の必要性を検討します。
- 斎場施設については、施設の改修とともに、適切な維持管理に努めます。

【協働に向け期待される役割】

市民	NPO等	企業等	行政
花いっぱい運動や緑化に関するイベントへの参加など	緑化に関するイベントの実施、維持管理への支援など	敷地における緑化の推進など	公園・広場等の整備、緑化意識の高揚など

基本計画

6)資源循環型社会

【現況と課題】

現在、本市のごみ処理は、総社広域環境施設組合によって行われており、ごみ処理施設である吉備路クリーンセンターは倉敷市(旧真備町)内にあり、その処理能力は日量180tです。

ごみの排出量は、ダイオキシン問題により家庭での焼却処理が禁止されたことによる影響で、平成10年度以降、増加しています。

そのため、本年4月から家庭ごみ収集の有料化を導入し、市民と一緒にごみの分別と減量の取り組みを進めます。

また、ごみの埋め立て量は、ガレキ類の搬入は横ばいですが、焼却灰は資源ごみ回収に努めているものの、増加の傾向にあり、一般廃棄物最終処分場の埋め立て容量にも限りがあることから、新処分場を確保する必要があります。

一方、リサイクルについては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づき、平成9年度から空きびん、ペットボトルなどの資源ごみの5種分別収集を開始し、平成12年度には白色トレーの回収も行っています。そのため、町内会などによる集団回収とあわせてリサイクル量は増加しています。

また、平成13年度からは施行された「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」により、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機は、リサイクル料金の負担が義務付けられ、また、平成16年度から新たに冷蔵庫が追加されるとともに、家庭用パソコンのメーカー回収リサイクルも始まり、同様にリサイクル料金が必要になってきたことから、リサイクルへの認識を高めるため、市民への意識啓発がより一層重要となっています。

ごみの発生抑制や再利用、再生利用を図る資源回収活動については、市民の関心は高く、積極的なごみ分別や減量の取り組みがますます期待される場所があります。今後、発生抑制や再利用、資源回収活動を支援するための体制づくりを進め、環境にやさしい循環型社会への転換を図っていく必要があります。

し尿処理については、施設の運営を、平成9年度から、一部事務組合化することで効率化を図っていますが、し尿に加え、農業集落排水事業、浄化槽の普及に伴い、浄化槽汚泥の処理量が増加することが見込まれることから、処理施設の整備を周辺環境に配慮しながら行う必要があります。

■廃棄物の処理状況

区分	焼却施設搬入量					1日平均搬入量	最終処分場搬入量
	計	可燃物	不燃物	粗大ごみ	資源ごみ		
平成13年度	24,296	21,164	903	808	1,421	67	6,639
平成14年度	24,617	21,382	850	949	1,436	67	7,201
平成15年度	25,258	21,914	843	973	1,527	69	7,052
平成16年度	26,340	22,860	878	921	1,681	72	7,249
平成17年度	25,553	21,445	922	1,364	1,822	70	7,820

資料：生活環境部環境課

■し尿の処理状況

区分	収集及び処理量			1日平均処理量
	計	し尿	浄化槽汚泥	
平成13年度	20,301.3	9,192.5	11,108.8	55.6
平成14年度	21,891.2	8,344.1	13,547.1	59.9
平成15年度	25,124.0	8,098.9	17,025.1	68.8
平成16年度	25,865.4	7,530.0	18,335.4	70.8
平成17年度	26,329.1	7,039.3	19,289.8	72.1

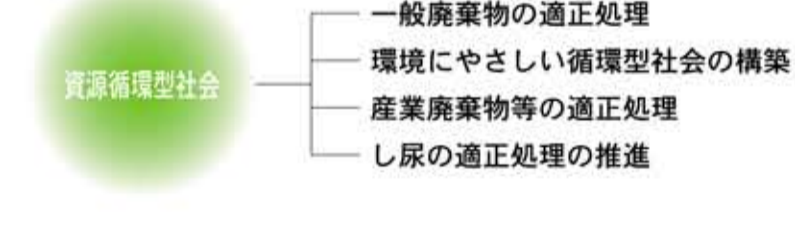
資料：生活環境部環境課

【基本方針】

資源循環型社会構築のため、一般廃棄物やし尿の適正処理、産業廃棄物への処理指導を図るとともに、ごみの減量化や発生の抑制、再利用や再生利用を図る資源回収などを積極的に進め、本年4月からの家庭ごみ収集の有料化により20%のごみの減量を目指します。

市民の環境美化に対する意識の高揚と環境美化活動を促進し、環境衛生対策を推進します。

【施策の体系】



基本計画

【主要施策】

(1)一般廃棄物の適正処理

- 岡山県ごみ処理広域化計画及び一般廃棄物処理計画を踏まえつつ、新最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の整備・充実に努めます。
- 分別収集の徹底及び不法投棄の防止を図るため、家庭ごみ収集の有料化を機に広報活動等を通じて環境意識の啓発のほか関係機関との連携を図り、不法投棄の防止に努めます。
- ごみ処理の効率化を図るため、ごみ集積所を整備した地域団体に補助金を交付します。

(2)環境にやさしい循環型社会の構築

- ごみの発生抑制や再利用、再生利用を図る資源回収を進めるために、地域における自主活動組織づくりを進めるとともに、市民の主体的な取り組みを支援します。特に、買物時におけるマイバッグ運動を展開するとともに、小売業者へ簡易包装の協力を求めています。
- 広報活動による意識啓発を通じて、ごみの減量に積極的に取り組むとともに、ごみの減量と資源の再生利用を図るため、資源ごみの回収活動を実施する団体を支援します。
- 家庭における生ごみの自家処理を推進し、生ごみの資源としての活用を図るとともに、事業所や学校における生ごみ・汚泥の堆肥化を目指します。
- 生ごみの減量をさらに進めるために、生ごみ処理機購入の際に補助金を交付します。
- 資源ごみの分別収集の徹底を図り、リサイクル促進施設の整備を進めます。

(3)産業廃棄物等の適正処理

- 産業廃棄物については、排出事業者に対して、自己処理、適正処理、資源化に努めるよう指導します。また、処理事業者に対しても、適正処理について、県などの関係機関と連携を図り、指導・監督の強化を図ります。
- 公共事業に伴う建設残土等についても、有効利用を図るとともに、適正な処理を行います。

(4)し尿の適正処理の推進

- 農業集落排水事業の推進、浄化槽の普及にあわせ、し尿処理施設(浄化槽)の整備更新を、周辺環境に配慮しながら進めます。

【協働に向け期待される役割】

市民	NPO等	企業等	行政
ごみ分別の実践、リサイクル推進運動への参加など	リサイクル推進運動のリード、普及活動など	廃棄物の発生抑制など	ごみの分別収集の徹底、リサイクル施設の整備など